



報道関係各位

2009年5月21日
ジェットスター航空

ジェットスター航空 「燃油特別付加運賃」(燃油サーチャージ)を廃止 (7月～9月支払分)

カンタス航空グループのジェットスター航空 日本支社(大阪府大阪市、日本支社長:片岡 優)は、2009年7月1日～2009年9月30日支払い分までの「燃油特別付加運賃」(燃油サーチャージ)を廃止することに決定し、5月18日付けで国土交通省に申請し、5月19日付けで許可されました。

記

燃油特別付加運賃と改定条件に関して

- 対象路線 : 日本～オーストラリア間 国際線 (日本国内での精算分)
- 適用開始日 : 2009年7月1日～2009年9月30日支払い分まで
- 運賃額 : 日本発着国際線1区間あたり 廃止(0円)
- 改定条件 : 燃油価格の変動に対する措置
2009年7月より燃油特別付加運賃額を廃止し0円とします。
なお、2009年10月1日以降の燃油特別付加運賃額、条件につきましては追ってご案内させていただきます。

広報窓口:オグルヴィPR 担当:日本語対応(田中/藤原)、英語対応(ヒルデブランド)
Tel: 03-5793-2334/2341 Fax: 03-5793-2381
e-mail: miho.tanaka@ogilvy.com, akiko.fujiwara@ogilvy.com, elizabeth.hildebrand@ogilvy.com